

岩手県告示第 1155 号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）第 3 条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県立療育センター
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市高松三丁目 7 番 33 号
 - (2) 名称 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
- 3 指定の期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで